

**神戸医療産業都市におけるエリアマネジメントのあり方
検討支援業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

神戸医療産業都市におけるエリアマネジメントのあり方検討支援業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

別紙「神戸医療産業都市におけるエリアマネジメントのあり方検討支援業務に係る仕様書」のとおり

(2) 業務内容

別紙「神戸医療産業都市におけるエリアマネジメントのあり方検討支援業務に係る仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 30,000,000 円（消費税含む）

(4) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日（火）

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項 契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和 6・7 年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。
- (3) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者でな

- いこと。
- (4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
 - (5) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
 - (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
 - (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (8) 複数の事業者等により構成される共同体を構成する場合は、上記(1)から(7)に掲げる要件を全て満たしていること。

5 スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 7 年 4 月 1 日（火） |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和 7 年 4 月 15 日（火） |
| (3) 質問受付締切 | 令和 7 年 4 月 21 日（月） |
| (4) 質問に対する回答 | 令和 7 年 4 月 30 日（水） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和 7 年 5 月 16 日（金） |
| (6) 選定委員会 | 令和 7 年 5 月下旬（予定） |
| (7) 選定結果通知 | 令和 7 年 5 月下旬（予定） |
| (8) 契約締結・事業開始 | 令和 7 年 6 月上旬（予定） |
| (9) 事業完了 | 令和 8 年 3 月 31 日（火） |

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 応募書類の配布
 - 配布開始：令和 7 年 4 月 1 日から
 - 配布方法：神戸市 WEB サイト
<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>
※紙文書による配布は行いません。
- (2) 参加申込書等の提出期日等
 - ア 提出期限
令和 7 年 4 月 15 日 17 時まで
 - イ 提出先
電子メール：kobe_mc@office.city.kobe.lg.jp
郵送：神戸市企画調整局医療産業都市部（神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号）
郵送による場合は、配達日時及び配達を証明できる方法とすること。
また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。
 - ウ 提出書類
 - ①参加意向表明書（様式第 1 号）
 - ②公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第 2 号）
 - ③申請者の直近年度の決算書・予算書（様式は自由）
 - ④法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）及び会社概要等
 - ⑤法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の各納税証明（直近 1 年分）
※未納がないことが証明できる納税証明書によること
 - ⑥神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式第 3 号）
- (3) 質問の受付
 - ア 受付期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 21 日 17 時まで

- イ 提出方法
別紙「質問票」（様式 4 号）に記載し、担当課宛に電子メールにより提出すること。
- ウ 回答方法
参加者全者に対して、令和 7 年 4 月 30 日にメールにより回答する。審査内容に関係しない軽易な質問を除き、電話または口頭による質問は受け付けしない。なお、質問した事業者名は公表しない。ただし、質問者以外に提供することが、質問者にとって著しく不利になることが明確な場合は、回答の一部または全部を質問者以外には回答しないことがある。

(4) 企画提案書等の提出期日・場所

- ア 提出期日
令和 7 年 5 月 16 日 17 時まで（参加申込書等を期日までに提出した者のみ）
- イ 提出先
電子メール：kobe_mc@office.city.kobe.lg.jp
郵送：神戸市企画調整局医療産業都市部（神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号）
郵送による場合は、配達日時及び配達を証明できる方法とすること。
また、必ず到着確認の電話連絡を行うこと。
- ウ 提出部数
電子データ（PDF ファイル）
郵送の場合各 1 部
- エ 応募書類
①企画提案書（様式は自由）
・本業務に対する考え方、実施方針
・本業務の実施方法、手法等
・本業務にかかる実施体制・支援体制
・類似業務実績
・業務スケジュール
②見積書
・作業項目ごとに詳細の内訳を明記すること

7 選定に関する事項

(1) 評価基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目				点数
1	実施 内容	調査業務 に関する 提案内容	基本方針及び提案内容全般が、本業務の趣旨を理解した上で、独自の工夫を取り入れたものになっているか	20 点
			スケジュールが適切で、業務の目的を達成するにあたり効果的に設定されているか	10 点
			国内ラボ市場のマーケット動向把握の手法が効果的かつ適正か	10 点
			民間事業者へのヒアリングの手法が効果的かつ適正か	10 点
			レンタルラボの事業性評価の手法が効果的かつ適正か	10 点
			提案内容について、図表等を効果的に使いながら、誰が見ても理解できるように分かりやすくまとめられているか	10 点
2	実施 体制	人員及び 実績	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。また、十分な経験と実績を有しているか	10 点

	見積金額	提案内容に対して適切な見積金額となっているか	10 点
3	地域制	提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか (本店 10 点、支店 5 点)	10 点
合計			100 点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ プレゼンテーション
 - ①開催日時
令和 7 年 5 月下旬頃予定
 - ②場所
神戸市役所会議室を予定
 - ③内容・方法
 - ・審査員 1 人 100 点を持ち点とし、審査員 5 人の合計 500 点満点で評価した点数とする。
 - ・企画提案審査会における審査は、上記に示した審査項目について採点し、総合評価が最も高い団体を委託候補先として選定する。
 - ・モニターは使用可能。追加資料の配布は不可。
 - ・状況により、オンラインでのプレゼンテーションに変更する場合がある。
 - ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
 - ・プレゼンテーションの時間は、セッティング及び質疑応答にかかる時間を含み 1 提案者 30 分以内とする。そのうち、質疑応答の時間は最低でも 10 分は設けること。
 - ・プレゼンテーションは非公開とする。
 - ・本事業に申請する者が 1 者であっても、提案審査会を開催する。
 - ・審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「7 選定に関する事項(1) 評価基準」における「1 実施内容」の評価点が最も高い事業者とし、それでもなお、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、くじ引きにより決定する。

(3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 本件プロポーザル審査において使用する言語は日本語とする。
- イ 企画提案書をはじめ、提出書類の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- ウ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- エ すべての提出書類は返却しない。
- オ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- カ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- キ 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負うものとする。
- ク 参加者は、委託契約候補者の選定後、この募集要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- ケ 委託契約候補者が辞退したり、資格を喪失したりしたときは、次点の応募登録者を委託契約候補者とする。
- コ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本件プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市企画調整局医療産業都市部
電話番号 078-322-6373
電子メール kobe_mc@office.city.kobe.lg.jp